

公益財団法人 高知県スポーツ振興財団維持会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県スポーツ振興財団寄附行為第25条の規定に基づく維持会員に関しその細目を定める。

(維持会員及び維持会費)

第2条 維持会員は、普通維持会員及び特別維持会員とする。

- (1) 普通維持会員は、この法人の目的に賛同し、維持会費として毎年10,000円以上を納める個人及び20,000円以上を納める法人並びに団体等
- (2) 特別維持会員は、この法人の目的に賛同し、維持会費として毎年50,000円以上を納める個人、法人及び団体等

第3条 第2条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。